

中条町・黒川村 合併協議会だより



○編集発行：中条町・黒川村任意合併協議会 〒959-2693 北蒲原郡中条町新和町2番10号
TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328 メールアドレス hokubugo@iplus.jp
ホームページアドレス <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>

県道樽ヶ橋長政線、荒井浜黒川線に

歩道設置決定

―市町村合併支援道路整備事業(県事業)―

歩道がないため交通支障箇所となっている「樽ヶ橋長政線」と「荒井浜黒川線」に、県の市町村合併支援道路整備事業により、新たに歩道が設置されることになりました。

両路線とも黒川村と中条町を結ぶ幹線道路であり、黒川市街地から平木田駅に通じる「樽ヶ橋長政線」は、村上や新発田方面の学校へ通う高校生の通学路でもあります。同様に「荒井浜黒川線」も平木田駅を利用する高校生、そして小・中学生の通学路でもあり、それぞれ早急に整備が必要な箇所となりました。



写真は県道樽ヶ橋長政線

本事業により、交通支障が解消されると同時に、往来がスムーズとなり、地域間の一体化が促進されるものと期待されています。なお、この道路整備事業は、県が指定する合併重点支援地域の市町村において、当該地域の一体化を図るために行われる県の事業です。



荒井浜黒川線
歩道設置箇所
L=820m
横道～十二天

樽ヶ橋長政線
歩道設置箇所
L=1,310m
東牧～平木田駅前

福祉・教育など多くの行政制度調整項目を確認

第6回中条町・黒川村任意合併協議会

五月二十四日、中条町・黒川村任意合併協議会の第六回会議を中条町産業文化会館多目的ホールで開催しました。

協議会では、協議会発足後はじめて両町村の全世帯を対象とした意見聴取を提案。しかし、実施時期に対する意見が出され、住民説明会後実施することで、後日再協議を行うこととしました。行政制度の調整については、福祉や保健、教育関係など全八議案二一六項目について確認されました。

第6回協議内容

承認第七号

「中条町・黒川村合併協議にかかる全世帯意見聴取の実施について」

(継続協議)

全世帯意見聴取は一月に実施した住民アンケートの結果等から読み取れるまちづくりの基本的目標(案)に対する要望聴取と住民説明会前に合併に関する住民の意見を把握し、より充実した説明会を開催することを目的に提案されました。

協議会では実施する時期について意見が出され、住民説明会後実施することで、後日再協議を行うこととしました。



議案第十五号

「介護保険事業の取扱いについて」

(確認)

・居宅介護支援制度については、合併時に中条町の例により統一する。

・第一号被保険者の保険料率、保険料の端数処理については、現行のとおり。平成十八年度(第三次事業計画)から統一する。

・保険料の普通徴収の納期については、中条町の例により統一する。

合併年度は現行のとおり。

・保険料の督促手数料、延滞金、滞納整理、過誤納付金管理については、中条町の例により統一する。

合併年度は現行のとおり。

・保険料の独自減免については、中条町の例による。

・低所得者利用者負担額減免措置事業については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・要介護等認定の申請受付及び資格者証発行については、合併時に中条町の例により統一する。

・訪問調査については、現行のとおり。合併後三年以内に統一する。

・主治医意見書については、合併時に中条町の例により統一する。

・一次判定については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・認定審査会(二次判定)、結果通知については、現行のとおり。

・社会福祉法人利用者負担の減免については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・認定審査会(二次判定)、結果通知については、現行のとおり。

用語解説



介護保険制度

月々保険料を納め、寝たきり、痴ほうなどで介護や支援が必要になったとき、サービスが受けられる制度です。サービスに必要な財源を広く薄く負担してもらうもので、四十歳以上の方を対象とした強制保険です。

サービスを利用した場合、利用者は費用の一副を負担します。例えば、利用額23万円の場合は2万3千円の負担となります。限度額を超えた金額については、全額利用者の負担になります。

第一号被保険者

六十五歳以上の高齢者は、住所地の市町村が行う介護保険の第一号被保険者となります。要介護の状態になった原因を問わず給付を受けられます。

第一号保険料

第一号被保険者の保険料は、国が定める基準にもとづいて市町村ごとに定め、市町村が徴収します。市町村では、実施できるサービスの水準に応じて保険料の基準額を定め、この基準額をもとに所得段階別の保険料を設定します。

介護保険事業の取扱い 介護保険料の調整

	中条町	黒川村	調整方針
基準月額	2,700円	2,750円	現行のとおりとする。 平成18年度 (第3次事業計画) から統一する。
第1段階(基準額×0.5)	16,200円	16,500円	
第2段階(基準額×0.75)	24,300円	24,750円	
第3段階(基準額)	32,400円	33,000円	
第4段階(基準額×1.25)	40,500円	41,250円	
第5段階(基準額×1.5)	48,600円	49,500円	

・住宅支援事業については、両町村で差異がないため現行のとおり。
・介護保険の横出しサービスについては、現行のとおり。平成十八年度から廃止する。(高齢福祉おむつ支給事業に振りかえ)
・介護相談員派遣事業については、中条町の例による。

議案第十六号

「各種事務事業の取扱い 福祉事業に関することについて」(確認)

(高齢福祉)
高齢者対策
・老人日常生活用具給付等事業については、合併時に黒川村の例により統一する。
・紙おむつ支給事業については、合併時に中条町の例により統一する。
・軽度生活支援事業については、合併時に中条町の例により統一する。
・黒川村で実施している雪下ろしを加える。
・食の自立支援事業については、合併時に中条町の例により統一する。
・寝具乾燥消毒サービス事業については、合併時に黒川村の例により統一する。減免規定は中条町の例による。
・生活管理指導事業(ホームヘルパー派遣)については、現行のとおり。合併後三年以内に統一する。
・要援護老人安否確認事業については、合併時に中条町の例により統一する。
・生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり。デイサービスセンターの利用料は合併時に黒川村の例により統一する。

・介護予防事業については、合併時に中条町の例により統一する。内容等については、合併後に検討する。
・外出支援サービス事業については、中条町の例による。
・高齢者・障害者向け住宅整備補助事業については、中条町の例による。
・訪問理美容サービス事業については、両町村で差異がないため現行のとおり。
・家族介護教室については、中条町の例による。
・緊急通報装置設置事業については、中条町の例により統一する。黒川村で既に設置されているものについては、現行のとおり。
・老人福祉電話運営事業については、中条町の例による。
・金婚式については、現行のとおり。合併後三年以内に老人クラブと開催内容等について協議する。
・戦没者慰霊祭については、合併後検討する。
・高齢者の生きがいと健康づくり推進事業については、中条町の例による。
・高齢者の緊急対応等窓口については、合併時に中条町の例により統一する。

第二号被保険者

四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者は、住所地の市町村の介護保険の第二号被保険者となります。老化に起因する疾病(特定疾病)による障害で要支援・介護の状態にある場合に限り給付を受けられます。

第二号保険料

第二号被保険者の保険料は、医療保険者ごとに保険料率を定め、徴収となります。健康保険の場合、保険料額の二分の一は事業主負担であり、国民健康保険の場合は二分の一は国庫負担となります。

要介護認定

被保険者が介護保険の給付を受けようとするとき必要な、介護の必要度についての認定をいいます。要支援、要介護一、要介護五の段階があります。

横だしサービス

介護保険法に定められる標準サービス以外のサービスについて市町村が独自に行う介護保険対象サービス(例 おむつの給付、給食サービス、移送サービスなど)をいいます。

福祉事業の取扱い 各種祝事業の調整

		中条町	黒川村	調整方針
敬老祝品	70～79歳		記念品	現行のとおりとし、合併後3年以内に統一する。
	77歳（喜寿）	タオルセット	紫座布団	
	80歳		金杯	
	81～89歳		記念品	
	88歳（米寿）	タオルセット	記念品	
	90～98歳		記念品	
	99歳（白寿）		記念品	
	100歳		寝具セット	
	101歳以上		記念品	
	胎内やすらぎの家（70～89歳）		記念品	
敬老祝金	88～98歳	5千円		
	99歳	5万円		
	100歳		100万円	
	100歳～	20万円		
金婚祝		記念品	記念品	
出生祝	第3子		10万円	
	第4子～		15万円	

- ・一する。
- ・シヨートステイ事業については、中条町の例による。
- ・成年後見制度利用支援事業については、中条町の例による。
- ・家族介護支援事業については、中条町の例による。
- ・高齢者食生活改善事業については、合併時に中条町の例により統一する。

- ・運動指導事業については、介護予防教室に統合して実施する。内容等は合併後に検討する。
- ・敬老祝事業
- ・敬老会については、現行のとおり。対象年齢は七十五歳以上とし、黒川村の対象年齢は段階的に引き上げる。内容は合併後3年以内に統一する。
- ・敬老祝事業については、現行のとおり。合併後3年以内に統一する。
- ・長寿顕彰状については、中条町の例による。
- ・老人クラブ
- ・老人クラブ助成事業については、現行のとおり。合併後3年以内に統一する。交通費については、加算事業として新市移行後、予算の範囲内で補助を行うこととする。
- ・老人クラブ連合会助成事業については、連合会間で協議し、一連合会とするよう調整を図る。補助金の算定方法は会員人数割とする。基準単価は4百円程度とし、両町村の現状規模を維持する。バス代については、交通費として新市移行後、概ね現状規模の予算の範囲内で補助を行うこととする。
- ・シルバー人材センター
- ・シルバー人材センターについては、中条町の例による。
- ・高齢者センター
- ・有楽荘については、現行のとおり。老人保健事業
- ・高額医療費の給付については、合併時に中条町の例により統一する。
- ・療養費の給付（現金給付）については、合併時に中条町の例により統一する。
- ・現物給付については、両町村で差異がないため現行のとおり。
- ・老人医療費助成事業については、両町村で差異がないため現行のとおり。
- （社会福祉）
- ・民生・児童委員
- ・民生・児童委員の定数については、両町村の定数の合計七十二名とする。組織、機構については、合併時に統一する。活動状況、助成については、合併時に中条町の例により統一する。
- ・災害保護対策
- ・災害見舞金、災害弔慰金については、合併時に中条町の例により統一する。
- ・福祉相談
- ・福祉相談については、現行のとおり。
- ・地域改善対策事業

・福祉バス運行事業については、中

条町の例による。

・集会所建設補助金については、中条町の例による。

(児童福祉)

児童福祉

・児童手当については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・児童館については、現行のとおり。

・子育て支援センターについては、中条町の例による。

・出産祝金制度については、現行のとおり。合併後三年以内に統一する。

・乳幼児医療費助成については、中条町の例により統一する。合併年度は現行のとおり。

・ことばとこころの相談事業については、中条町の例による。

・ブックスタート事業については、中条町の例による。

母父(子福祉)

・児童扶養手当については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・特別児童扶養手当については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・ひとり親家庭医療助成については、両町村で差異がないため現行のとおり。

保育園

・保育実施基準については、中条町の例による。

・利用者意見要望相談解決については、中条町の例による。

・休日保育については、中条町の例による。

・広域入所については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・私立保育園補助金交付については、中条町の例による。

・私立保育園運営委託事業については、中条町の例による。

・障害児保育環境整備事業については、中条町の例による。

・保育所地域活動事業については、中条町の例による。

・保育園の定員については、現行のとおり。

・通常保育の保育料については、現行のとおり。合併後三年以内に統一する。家計の主宰者の認定基準

については、中条町の例による。

対象者については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・途中入退園の保育料の算定については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・保育料の減免については、現行のとおり。合併後三年以内に統一する。

る。

・長期欠席は中条町の例による。

・通常保育時間については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・延長・乳児・障害児・一時保育については、中条町の例による。

・園児送迎等マイクロバス運行事業については、現行のとおり。

・英会話教室受講者補助事業については、中条町の例による。

(障害福祉)

心身障害福祉事業

・身体障害者施設訓練等支援事業については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・知的障害者施設訓練等支援事業については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・知的障害者居宅生活支援事業については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・児童福祉居宅生活支援事業については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・移動入浴サービス事業については、中条町の例による。

・身体障害者(児)補装具交付(修理)事業については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・重度身体障害者(児)日常生活用具給付事業については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・身体障害者(児)補装具交付(修理)事業については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・重度身体障害者(児)日常生活用具給付事業については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・具給付事業については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・重度身体障害者医療費助成事業については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・手話奉仕員派遣事業については、中条町の例による。

・更生医療の給付については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・人工透析通院交通費助成事業については、中条町の例による。

・聴覚障害者等電話ファックス助成事業については、中条町の例による。

・進行性筋萎縮症者入所措置については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・福祉関係申請窓口業務については、本庁・支所で現行のとおり。

・特別障害者手当については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・障害児福祉手当については、両町村で差異がないため、現行のとおり。

・福祉手当(経過措置)については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・心身障害者扶養共済制度については、両町村で差異がないため現行

のとおり。

- ・心身障害者扶養共済掛金助成事業については、中条町の例による。
- ・重度心身障害者手当については、合併時に中条町の例により統一する。

議案第十七号

「保健事業の取扱いについて」(確認)

健康診査

- ・人間ドック健診については、現行のとおり。合併後三年以内に統一する。

老人保健事業

- ・健康手帳交付の対象者については、両町村で差異がないため現行のとおり。交付方法については、基本健診通知方法及び説明会の方法と合わせ三年以内に統一する。

- ・健康相談については、現行のとおり。合併後三年以内に統一する。
- ・基本健診事後指導会については、現行のとおり。合併後三年以内に統一する。

- ・糖尿病予防教室については、現行のとおり。合併後三年以内に統一する。
- ・糖尿病予防教室修了者の会については、中条町の例による。

- ・大腸がん検診指導会については、現行のとおり。合併後三年以内に統一する。

- ・個別健康教育(禁煙)については、両町村で差異がないため現行のとおり。

- ・個別健康教育(糖代謝)については、中条町の例による。

- ・乳がん自己検診法健康教育については、中条町の例による。

- ・一般健康教育については、両町村で差異がないため現行のとおり。

- ・機能訓練事業については、合併時に中条町の例により統一する。

- ・基本健康診査については、現行のとおり。案内、受付方法、健診内容は中条町の例により統一し、その他については、合併後三年以内に統一する。

- ・胃がん検診については、現行のとおり。合併後三年以内に統一する。

- ・大腸がん検診については、現行のとおり。合併後三年以内に統一する。

- ・子宮頸がん検診(集団)については、現行のとおり。合併後三年以内に統一する。

- ・子宮頸がん検診(施設)については、現行のとおり。合併後三年以内に統一する。

- ・乳がん検診については、中条町の例により統一する。対象年齢は黒川村の例による。

- ・マンモグラフィ併用乳がん検診については、黒川村の例による。施設検診、集団検診により実施する。対象年齢は四十歳からの偶数年齢とする。

- ・胸部検診については、両町村で差異がないため現行のとおり。黒川村の再通知については、合併後二年を目的に廃止の方向で検討する。

- ・肺がん検診(喀痰)については、現行のとおり。合併後三年以内に統一する。

- ・骨密度健診については、中条町の例により統一する。合併年度は現行のとおり。個人負担金は基本健診対象の女性は3百円、対象外の女性は5百円とする。会場については現行のとおり。合併後三年以内に個人負担のあり方を検討する。

- ・肝炎ウイルス検診については、現行のとおり。合併後三年以内に統一する。

健康診査希望調査については、合

- ・前立腺がん検診については、中条町の例による。個人負担金は、五十〜六十九歳は7百円、七十歳以上は無料とする。

- ・健康診査希望調査については、合

併後中条町の例により統一する。

母子保健衛生

- ・三か月児健診については、中条町の例により統一する。会場はほっとHOT・中条のみとする。合併年度は現行のとおり。



ほっとHOT・中条

- ・十か月児健診、一歳六か月児健診、三歳児健診については、中条町の例により統一する。合併年度は、現行のとおり。

- ・妊婦相談については、母親学級、両親学級に振りかえる。

- ・親子遊びの会及び子育て相談会については、中条町の例により統一する。黒川村は黒川保育園一か所を平日対応とする。

- ・なんでも健康相談については、中条町の例による。

- ・乳児健康相談については、中条町の例により統一する。

保健事業の取扱い 各種健診負担金の調整

		中 条 町	黒 川 村	調 整 方 針				
基 本 健 診	対象者	40歳以上		現行のとおりとし、合併後 3年以内に統一する。				
	負担金	69歳以下	1,300円		69歳以下	1,200円		
		70歳以上	無料		70歳以上	無料		
胃 が ん 検 診	対象者	40歳以上			30歳以上			
	負担金	1,300円				69歳以下	1,000円	
		70歳以上	無料		70歳以上	無料		
大腸がん検診	対象者	40歳以上			69歳以下	500円		
	負担金	500円					70歳以上	無料
		子宮頸がん検診 (集団)	対象者		25歳以上の女性		69歳以下	800円
負担金	1,000円		70歳以上		無料			
	子宮頸がん検診 (施設)	対象者	25歳以上の女性		69歳以下	1,500円		
負担金		2,300円					70歳以上	無料
		乳 が ん 検 診	対象者		30歳以上		30歳～39歳	
負担金	800円		400円		中条町の例による。			
マンモグラフィ 併用乳がん検診	対象者				40歳以上の女性(2年に1回)		40歳からの偶数年齢	
	負担金			69歳以下	1,500円	黒川村の例による。		
				70歳以上	無料			
胸 部 検 診	対象者	40歳以上				両町村で差異がないため 現行のとおりとする。		
	負担金	無 料						
肺 が ん 検 診 (喀痰)	対象者	40歳以上の高危険群に属する者				現行のとおりとし、合併後 3年以内に統一する。		
	負担金	800円		69歳以下	800円			
		70歳以上	無料					
骨 密 度 健 診	対象者	18～39歳及び基本健診 対象者で40,50,60歳の女性		30,35,40,45,50,55,60,65歳 の女性		中条町の例により統一する。		
	負担金	300円		700円		基本健診対象の女性は300円 それ以外は500円		
肝炎ウィルス 検診 (節目)	対象者	基本健診を受ける40,45,50,55,60,65,70歳				現行のとおりとし、合併後 3年以内に統一する。		
	負担金	700円		69歳以下	800円			
肝炎ウィルス 検診 (2 次)		対象者	肝機能について要指導領域の者				69歳以下	1,500円
	負担金		1,800円		70歳以上			
		前 立 腺 が ん 検 査	対象者	基本健診を受ける 50歳以上の男性				中条町の例による。
負担金	700円		69歳以下は700円 70歳以上は無料					

・児童虐待、DV（配偶者等からの暴力）に関する相談については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・養育医療・育成医療・小児慢性特定疾患については、両町村で差異がないため現行のとおり。

・赤ちゃんふれあい体験については、中条町の例による。回数は年二回とする。

・育児教室、母親学級、両親学級については、中条町の例により統一する。合併年度は現行のとおり。

・育児懇談会及び生き生きおしゃべり会等子育てサークルの支援、集団プレイ（なかよし会）については、中条町の例による。合併年度は現行のとおり。

・母子健康手帳の交付については、合併時に中条町の例により統一する。支所でも交付する。

・保育園児の健康管理については、中条町の例により統一する。合併年度は現行のとおり。

・助産師による家庭訪問については、合併時に中条町の例により統一する。

・妊婦一般健康診査、妊婦HBS抗原検査、妊婦超音波検査については、両町村で差異がないため現行

のとおり。

- ・乳児一般健康診査、精密健康診査については、合併時に中条町の例により統一する

歯科保健事業

- ・十か月児健診、一歳児健診については、対象者は十一〜十二か月児と保護者とする。回数は年六回とする。会場はほつとHOUT・中条とする。内容は歯科健診、フッ素塗布、歯科健康教育、保健指導とする。従事者は歯科医師とする。

合併年度は現行のとおり。

- ・一歳六か月児健診については、中条町の例により統一する。合併年度は現行のとおり。

- ・二歳児親子健診については、中条町の例により統一する。二歳児健診とする。合併年度は現行のとおり。

- ・三歳児健診については、中条町の例により統一する。

- ・成人健診については、一歳児親子歯科健診に組み込んで実施する。合併年度は現行のとおり。

- ・フッ素塗布の実施方法については一歳、一歳六か月、二歳、三歳のフッ素塗布は、中条町の例により統一し、個人負担金は5百円とする。その他一歳児で歯の生えてな



- い児、二歳六か月、三歳六か月の希望者にはフッ素塗布券を発行し、医療機関委託でフッ素塗布を実施し、個人負担金は1千5百円とする。

- ・フッ素洗口については、中条町の例により統一する。合併年度は現行のとおり。

- ・歯科保健健康教育の七か月児、一歳児については、中条町の例により統一する。合併年度は現行のとおり。

- ・フッ素洗口説明会、むし歯予防教室については、中条町の例による。

- ・歯肉炎予防教室については、両町村で差異がないため現行のとおり。

- ・二歳児保護者保健指導については、二歳児保護者から一歳児保護者とし、一歳児親子歯科健診へ移行し実施する。合併年度は現行のとおり。

- ・むし歯予防だよりについては、中条町の例による。

精神保健

- ・精神障害者医療費助成については、中条町の例により統一する。合併年度は現行のとおり。

- ・健康教育（精神保健講座等）については、中条町の例による。

- ・家族会については、現行のとおり。

- ・精神障害者手帳・通院公費については、両町村で差異がないため現行のとおり。

- ・ボランティア育成については、中条町の例による。

- ・精神障害者ホームヘルプサービス事業については、合併時に黒川村の例により統一する。補助単価は県の介護保険運営要綱に準ずる。

- ・精神障害者短期入所事業については、両町村で差異がないため現行のとおり。

予防接種

- ・予防接種については、合併時に中条町の例により統一する。

保健師活動

- ・家庭訪問の実施方法については、合併時に黒川村の例により統一する。

- ・保健指導及び連絡調整については、両町村で差異がないため現行のとおり。

健康づくり事業

- ・健康づくり推進協議会については、

- 合併時統一する。委員は合併後選任する。委員数は十五名とする。任期は選任後二年とする。報酬、旅費等は新市の条例による。

- ・広報については、合併時に中条町の例により統一する。

- ・黒川村健康スポーツプラザ利用助成事業については、黒川村の例による。



黒川村健康スポーツプラザ
（クアハウスたいない）

診療所

- ・休日・夜間診療所、へき地診療所へき地歯科診療所、黒川村はり・灸・マッサージ施術所、黒川村へき地診療所医師住宅については、現行のとおり。

- ・黒川村へき地診療所勤務医師の旅費については、現行のとおり。

結核

- ・胸部レントゲンについては、現行

のとおり。黒川村の再通知は合併後二年を目途に廃止の方向で検討する。

各種計画に関する事

・各種計画に関する事については、新市において新たに策定する。

議案第十八号

「各種事務事業の取扱い 教育委員会に関する事について」(確認)

教育委員会

・教育委員については、合併時に統一し、構成は法令の定めによる。

・合併後の最初の委員は、合併前の教育委員のうちから選出する。

・新市の教育委員の任期は法令により、二人は四年、一人は三年、一人は一年とする。

・中条町いじめ対策委員会と黒川村子育て委員会は合併時に統合し、中学校単位で委員会を設置する。

・委員会の連絡調整として生徒指導連絡会を設置する。

・さわやかルームはそのまま継続する。

学区、学級編成

・学区については、現行のとおり。

・通学区域外就学については、合併時に中条町の例により統一する。

・スクールバスの運行範囲については、合併後に中条町の例により調整する。ただし、合併年度は現行のとおり。

・スクールバスの利用範囲については、中条町の例(学校から児童の集落の中心までの通学距離が2・5km以上)による。

・スクールバスの校外実習等への活用については、合併後に中条町の例により調整する。

負担金・補助の交付

・負担金・補助の交付については、合併後調整する。ただし、合併年度は現行のとおり。

教育財産

・教育財産については、全て新市に引き継ぐものとする。

議案第十九号

「各種事務事業の取扱い 学校教育に関する事について」(確認)

幼稚園

・幼稚園の設置については、現行のとおり。

・私立幼稚園奨励費補助については、中条町の例による。

小学校

・小学校の設置については、現行の

とおり。

・学童保育については、合併時に中条町の例により統一する。ただし、実施箇所については現行のとおり。

中学校

・中学校の設置については、現行のとおり。

施設管理

・学校開放については、合併時に中条町の例により統一する。ただし、開放施設については現行のとおり。

教育の多様化

・国際化教育については、合併時に中条町の例により統一する。

・人権教育については、合併時に中条町の例により統一する。

給食及び給食センター

・給食方式については、現行のとおり。

・米給食推進補助金については、中条町の例による。

・学校給食用米粉パン供給事業については、合併後に調整する。ただし、合併年度は現行のとおり。

教育支援事業

・要保護、準要保護児童生徒就学援助については、合併時に中条町の例のより統一する。ただし、合併年度は現行のとおり。

特殊教育就学援助については、両

町村で差異がないため現行のとおり。
・特殊諸学校就学奨励制度については、中条町の例による。
・奨学金については、両町村の制度をもとにして新たな制度を定める。ただし、合併時において貸付されているものについては、現行の制度を適用する。

学校教育に関する事 奨学金制度の調整

	中条町	黒川村	調整方針
貸与月額	3万円又は5万円	1万円又は4万円	両町村の制度をもとにして、新たな制度を定める。
貸与対象者	大学生	大学生	
	大学院生	大学院生	
	短大生	高等学校生	
	SIUC新潟校生	各種専門学校生	
償還方法	8ヶ月据置 10年償還	6ヶ月据置 3年又は8年償還	

- ・私立学校学費助成制度については、両町村で差異がないため現行のとおり。
- ・私立幼稚園教育振興補助については、中条町の例による。
- ・教育活動補助金については、中条町の例による。ただし、合併年度は現行のとおり。
- その他
- ・遠距離児童通学費援助については、黒川村の例による。

議案第二十号

「各種事務事業の取扱い 社会教育に関するについて」(確認)

- 社会教育施設
- ・中条町立中央公民館を中央公民館とし、黒川村公民館を地区公民館とする。
- ・公民館の運営日、運営時間については現行のとおりとし、合併後調整する。
- ・図書館の設置運営については、現行のとおりとし、合併後に調整する。
- ・中条町産業文化会館、中条町陶芸研修所、中条町総合福祉センターの設置運営については、現行のとおり。

生涯学習事業

- ・生涯学習推進プランについては、当分の間、現行のとおりとし、新市において新たに策定する。
- ・生涯学習情報提供については、合併時に黒川村の例により統一する。
- ・生涯学習フェスティバルについては、現行のとおりとし、合併後調整する。
- ・生涯学習相談については、合併時に中条町の例により統一する。
- ・生涯学習マスコットについては、合併後に公募により決定する。



まなボウシ



中条町生涯学習マスコット
リップル

- ・文化振興事業については、現行のとおり。
- ・日輝会より寄贈された作品については、全て新市に引き継ぐ。
- ・産業文化会館振興事業については、現行のとおり。
- 社会教育事業
- ・社会教育計画については、合併年度は現行のとおりとし、新市において策定する。
- ・社会教育委員については、定数は十名以内とし、任期は二年とする。
- ・同和教育については、合併時に中条町の例により統一する。
- ・芸術文化事業については、現行のとおりとし、合併後調整する。
- 公民館事業
- ・公民館運営審議会については、任期は二年とし、委員数は十五名以内とする。
- ・公民館事業については、現行のとおりとし、合併後調整する。
- 図書館事業
- ・図書館運営事業については、中条町の例による。
- 文化財保護事業
- ・文化財保護審議委員会については、合併時に中条町の例により統一する。
- ・文化財整備台帳については、合併

用語解説

生涯学習

生涯学習とは「一人一人が、健康で豊かな生活を営むことや、仕事に役立つ知識や技術を身につけたり、生きがいのある充実した人生にするために、自分の意思に基づき、自己を基本として、必要に応じて自分に適した手段や方法を選んで、生涯を通じて行う学習活動のこと。」です。生涯学習には、あらゆる学習活動が含まれています。家庭や学校で行われている基礎的、基本的なものから、趣味・教養、資格取得、企業内研修、スポーツ活動、レクリエーション活動、芸術・文化活動、地域づくり活動、国際交流活動、ボランティア活動等、社会教育分野のもので幅広いものがあります。また、学習の方法には、学校や公民館、民間教育事業等で行われる集合学習形態のものだけでなく、通信教育、テレビ、ラジオ、読書、新聞、インターネットなどを利用して個人で行う学習もあります。したがって、私たちは分野や程度の違いはあるとしても、だれでも既に生涯学習をしているといえます。

時に中条町の例により統一する。

・奥山荘歴史館、中条町文化財収蔵庫、黒川村郷土文化伝習館・黒川村粉食文化体験館、黒川村彫刻美術館の運営日、運営時間については、現行のとおり。



黒川村彫刻美術館

奥山荘歴史館



補助金・負担金等
・各種団体への補助金については、現行のとおりとし、合併後調整する。

議案第二十一号

「各種事務事業の取扱い スポーツ振興に関することについて」(確認)

体育施設

・体育施設の運営日、運営時間については、現行のとおりとし、合併後調整する。

協会・委員会等

・スポーツ振興審議会については、中条町の例による。

・スポーツ推進員・体育指導委員については、合併時に中条町の例により統一する。

スポーツ振興事業

・各種大会等については、現行のとおりとし、合併後調整する。

・スポーツバス運行事業及びスポーツバス借上事業については、中条町の例による。

各種教室の開催

・スポーツ教室については、現行のとおりとし、合併後調整する。

スポーツ振興補助

・代表チーム派遣補助金制度については、中条町の例による。

・その他の補助金・負担金については、現行のとおりとし、合併後調整する。

ただし、黒川村のスポーツ傷害見舞金制度については町村総合保険

で対応する。

勤労青少年ホーム事業

・勤労青少年ホーム事業については、中条町の例による。



議案第二十二号

「使用料・手数料等の取扱い(その2)について」(確認)

保健福祉施設・児童館・学校・社会教育施設・文化施設・社会体育施設等の使用料において両町村で差異があるものは、当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整することで確認されました。

議案第二十三号

「町名・大字名の取扱いについて」(提案)

議案第二十四号

「行政区名の取扱いについて」(提案)

議案第二十五号

「慣行の取扱いについて」(提案)

議案第二十六号

「一部事務組合等の取扱いについて」(提案)

議案第二十七号

「公共的団体等の取扱いについて」(提案)

議案第二十八号

「各種事務事業の取扱い 上水道事業に関するについて」(提案)

議案第二十九号

「各種事務事業の取扱い 下水道事業に関するについて」(提案)

議案第三十号

「各種事務事業の取扱い 建設関係事業に関する(その1)について」(提案)

議案第三十一号

「各種事務事業の取扱い 公営住宅に関するについて」(提案)

議案第三十二号

「使用料・手数料等の取扱い(その3)について」(提案)

以上議案第二十三号から第三十二号について、今回提案説明があり、継続して協議していくことになりました。

合併Q&A

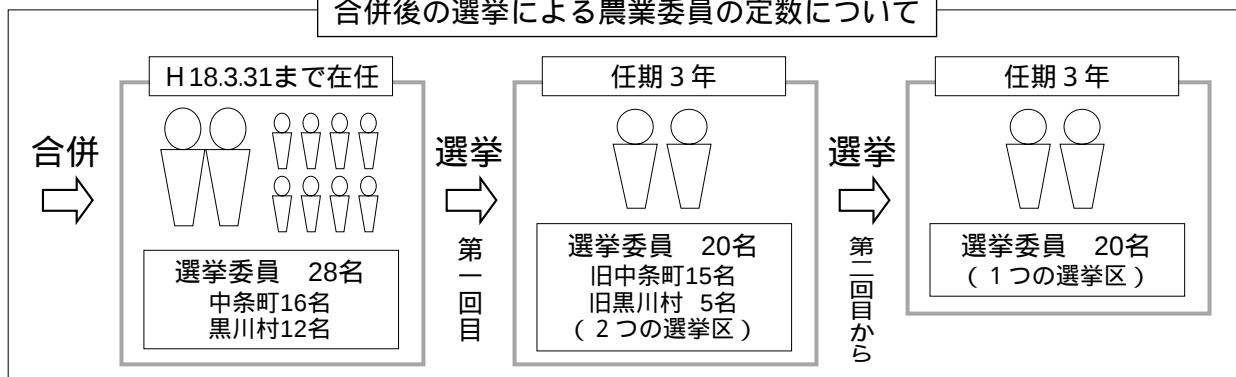
合併問題について、様々な意見や疑問が寄せられております。その代表的なものを取り上げていきます。

Q 合併すると農業委員会はどうなるのですか？

A 新市にひとつの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は二十人となります。

しかしながら、両町村の選挙による委員であった者については在任特例を適用し、平成十八年三月三十一日まで引き続き新市の委員として在任することとなります。また特例期間終了後、新市における第一回目の選挙は、旧町村を区域とした二つの選挙区を設置し、各選挙区の定数を中条町十五人、黒川村五人とすることで確認されています。このほか、農業委員会の委員には、農業協同組合や農業共済組合、議会から推薦される選任委員もおりますが、これらの委員は合併と同時に身分を失い、新市に置いて新たに選任されます。

合併後の選挙による農業委員の定数について



新市名称募集速報

新市名称募集は5月17日をもって締め切らせていただきました。その結果、282種類
1,515件の応募があり、現在第7回協議会に結果を公表するため、集計中です。

たくさんのご応募ありがとうございました。

合併三法案成立

現行合併特例法の改正を含む合併三法案が五月十九日参議院を通過し、成立しました。三法案とは現行合併特例法のほか、新合併特例法、地方自治法の改正法です。

これを受け、当協議会では現行合併特例法の改正を前提にしたスケジュールどおり運営を進めることが可能となりました。

協議会を傍聴しませんか

第7回協議会 6月30日(水) 第8回協議会 7月14日(水)
(予定)

午後2時から
(受付：午後1時30分から)
ところ 中条町産業文化会館

傍聴は原則どなたでもできますが、座席は先着順とし満席の場合は、入場をお断りすることがありますので、あらかじめご容赦ください。

事前予約は不要です。当日直接会場へお越しください。

事務局では皆さんの
貴重なご意見を
お待ちしております。

中条町・黒川村任意合併協議会事務局

〒959-2693 中条町新和町2番10号(中条町役場内)
TEL 0254-43-6327 FAX 0254-43-6328
E-mail hokubugo@iplus.jp
URL : <http://www.town.nakajo.niigata.jp/gappei/>